

平成21年2月10日(火)
医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
室長補佐：岡村 (内線) 2717
管理係長：茂木 (内線) 2718
(直通) 03-3595-2400

C型肝炎訴訟の和解について

本日、大阪地方裁判所において、下記のとおり和解が成立しましたので、お知らせします。

平成20年1月以降、同地裁に係属している原告(患者数18人)についての和解。製剤の内訳は以下のとおり。

| | |
|----------------|-----|
| フィブリノゲン製剤 | 16人 |
| 第Ⅸ因子製剤(クリスマシン) | 2人 |

上記の症状は、肝がん1人、肝硬変2人、慢性肝炎10人、無症候性キャリア5人である。

(参考)

○和解等成立人数^{※1} 766人

○新規提訴等人数^{※2} 1286人 (2月9日現在)

※1「和解等成立人数」は、今回の和解成立者は含まず、これまでに和解が成立した人数(患者数)である。また、調停が成立した3人を含む。

※2「新規提訴等人数」は、救済法施行後に提訴等し、訴状等が国に送達された人数(患者数)である。このうち、558人は既に和解等が成立している。